

佐八酒消組監第14号

平成28年9月6日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 蕨 和 雄 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 越 川 芳 勝

監査委員 越 川 廣 司

平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出

決算審査意見書について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成27年度
佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査
したので別紙のとおり意見書を提出します。

平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算
- 2 関係書類
 - (1) 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳
出決算事項別明細書
 - (2) 実質収支に関する調書
 - (3) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

平成28年8月30日

第3 審査の場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 主な事業の詳細は、主要施策の成果の説明書ほか関係書類により消
防本部各課担当者より説明を受け佐倉市八街市酒々井町消防組合一
般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関
する調書及び財産に関する調書について審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では
省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般
会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関す
る調書及び財産に関する調書は、適正に作成されているものと認め
ます。また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正かつ効率的
に行われているものと認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

なお、今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行並びに事業の運営をお願いします。

その他の意見として2点ほどお願いがあります。

1点目としては、平成22年度から計画的に実施されてきた消防庁舎の耐震改修工事については、昨年度の酒々井消防署庁舎で全て完了し、組合管内の防災の拠点となる消防署の安全が確保されたことについて非常に安心感を持ったところです。しかしながら、管内には現在実施中である神門出張所庁舎の改築工事が平成30年度に完成予定とのことですが、ほかに志津消防署や八街南部出張所のように職場環境の整備が不十分な庁舎もあり、また現在総務省において推進している女性消防吏員の活躍に向けた職場環境の整備等と併せ、職員の勤務環境の整備を目的とした庁舎改修の推進について引き続き構成市町と協議並びに連携し進めていただくようお願いします。

2点目としては、光熱費の抑制に向けた取り組みについて、本年4月に始まった電力の小売全面自由化などに鑑み、現在光熱費の抑制方策等について調査検討を進めているとのことですが、このことについても災害時等防災拠点となる機関であること等を考慮の上、安定的な電力供給の確保など引き続き調査及び検討をお願いします。